令和７年（フ）第４３８９号
東京都台東区入谷２丁目17－５－701
破産者　近藤　宏信
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７９１８号
埼玉県久喜市本町３－８－33－２、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区喜多見８丁目６番19号
破産者　Ｂ．ＵＪＡＰＡＮ合同会社
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７９８３号
東京都荒川区東尾久２丁目45－11－502
破産者　堤　八重子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８７１５号
東京都足立区南花畑３丁目14－20－102
破産者　並木　伸明
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８９６９号
東京都葛飾区西新小岩５丁目15－19　カネダイハウス３－103
破産者　森本　敬悟
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３４号
東京都江戸川区春江町５丁目15－36
破産者　高橋　　実
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３５号
東京都江戸川区春江町５丁目15－36
破産者　高橋　　照
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１６３０号
東京都杉並区高円寺南１丁目20－16－501
破産者　永山祥二朗
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１９７３号
東京都新宿区新宿６丁目２－４－335
破産者　清水　啓吾
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１９７９号
東京都渋谷区代々木４丁目７番３号
破産者　ライフ＆メディカルサポートスクウェア株式会社
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６６７号
東京都大田区東海５丁目５番１号
破産者　株式会社すゞいち
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６９７号
東京都新宿区高田馬場３－２－14　天翔高田馬場ビル508
破産者　株式会社鈴木中央研究所
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２８３１号
東京都墨田区墨田２丁目２番２－209号
破産者　株式会社ＫＥＮＳＨＯＷ
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２８３２号
東京都墨田区墨田２丁目２－２－209
破産者　西村　健人
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９２７号
東京都千代田区神田三崎町２丁目18番６号
破産者　株式会社プログレ
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９２８号
東京都世田谷区砧２丁目14－12－307
破産者　大友　秀嗣
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３１９３号
東京都江東区大島７丁目40－２
破産者　荻野　　譲
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３９６号
神奈川県横浜市港南区港南台２丁目２－６－605
破産者　金井　雅則
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３９７号
東京都足立区竹の塚２丁目23－13－501
破産者　北詰　峰子
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４７５号
東京都杉並区南荻窪１丁目30－11－102
破産者　尾崎　真弓
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４７６号
東京都足立区西綾瀬４丁目１－３－306
破産者　横川みづき
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４８０号
東京都世田谷区野沢２丁目30－10－102
破産者　眼目勇次朗
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部